

専決処分について（立川市地域学習館の臨時休館について）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市地域学習館条例（平成 19 年 3 月 2 6 日条例第 21 号）第 7 条の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市地域学習館の臨時休館について

令和2年4月7日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

立川市地域学習館の臨時休館について

1 理由

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

2 対象施設

名称	位置
立川市柴崎学習館	立川市柴崎町2丁目15番8号
立川市砂川学習館	立川市砂川町1丁目52番地の7
立川市西砂学習館	立川市西砂町6丁目12番地の10
立川市高松学習館	立川市高松町3丁目22番5号
立川市錦学習館	立川市錦町3丁目12番25号
立川市幸学習館	立川市幸町2丁目1番地の3

3 臨時休館とした期間

令和2年4月8日から令和2年5月6日までの27日間（条例に規定された休館日を除く）

4 休業する業務

館内及び敷地内の施設利用

5 通常どおり行う業務

施設利用に関する申請・相談業務、事業の企画・運営等の情報提供・電話相談・受付業務、施設維持管理業務

6 周知

館内及び市ホームページへの掲示